

道路工事交通保安施設設置基準

昭和55年10月 制定

平成12年 3月28日付け道維第3-105号全面改正

平成12年 4月 1日適用

平成14年 3月 日付け道維1第3-9号一部改正

平成14年 4月 1日適用

平成16年 9月29日付け道管第662号

平成16年10月 1日適用

平成19年 9月 4日付け道管第1112号

平成19年10月 1日適用

平成28年 3月23日付け道管第4294号

平成28年 4月 1日適用

令和 6年 2月 1日付け道管第4595号

令和 6年 2月15日適用

山梨県県土整備部

道路工事交通保安施設設置基準目次

1	道路工事交通保安施設設置基準について	P4
2	保安施設名称及び規格一覧表	P8
3	保安施設等の設置目的一覧表	P9
4	保安施設等標準様式図	
4-1	工事予告標示板	P10
4-2	速度落とせ標示板	P10
4-3	車線減少標示板	P11
4-4	停止位置標示板	P11
4-5	段差注意標示板	P11
4-6	交互通行標示板	P11
4-7	歩行者通行標示板	P12
4-8	矢印板	P12
4-9	警戒標識(工事中)	P12
4-10	規制標識(指定方向外進行禁止)	P12
4-11	標示板(幅員減少)	P13
4-12	工事説明看板	P13
4-13	標示板(工事中看板)	P13
4-14	工事区間終わり標示板	P14
4-15	全面通行止標示板	P14
4-16	迂回路標示板	P14
4-17	規制標識(車両通行止・通行止)	P15
4-18	迂回路補助標示板	P15
4-19	作業車添設標示板	P15
4-20	保安灯	P16
4-21	セイフティコーン	P16
4-22	バリケード(移動さく)・歩道柵(固定さく)・移動さくに準ずるものの設置例	P16
4-23	照明灯・投光器	P17
4-24	回転灯	P17
4-25	交通誘導警備員等	P18
4-27	工事情報看板	P18
4-28	規制なしステッカー貼付け事例	P19
4-29	工事用信号機	P19
4-30	工事予告看板	P20

5	保安施設設置標準図	
5-1	保安施設設置標準図一覧表	P21
5-2	保安施設設置標準図	
	A型標準図	P22
	B型標準図	P23
	C型標準図	P24
	D型標準図	P24
	E型標準図	P25
	F型標準図	P25
	G型標準図	P26
	H型標準図	P26
	I型標準図	P27
	J型標準図	P27
	K型標準図	P28
	L型標準図	P28
	迂回路標示標準図	P29
5-3	移行区間長一覧表	P30
6	工事看板表示例	P31

1. 道路工事交通保安施設設置基準について

(1) 目的

本基準は、道路工事に関する情報を分かりやすく、道路利用者に提供するとともに、安全かつ円滑な道路交通を確保するために、保安施設等の設置に関する標準的な事項を示したものである。本基準は、標準的な事項を定めたものであり、適用にあたっては、関係法令を遵守し、それぞれの道路状況、現場状況を十分勘案のうえ、適切に実施しなければならない。なお、この基準に定めのないものについては、建設工事公衆災害防止対策要綱[土木工事編]（国土交通省告示第 496 号 令和元年 9 月 2 日）の定めるところによるものとする。

(2) 適用範囲

本基準は、山梨県において管理する道路における道路工事(占用工事を含む)について適用する。

(3) 保安施設等

保安施設等の配置方法は、『5 保安施設設置標準図』を参考に設置するものとするが、工事による一般交通への危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従い、各保安施設をその目的『3 保安施設等の設置目的一覧表』参照) に応じて適切に設置しなければならない。また、標示については、下記の 1) ～ 5) によるものとする。

1) 工事情報看板について

予定されている道路管理者等の行う道路工事（以下「道路工事」という）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約 1 週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、工事が予定されている現場直近の歩道と車道を分離するガードレール等に建築限界を守って歩行者（住民、通行者等）に見えるように（ドライバーから看板内容が見えないように※）堅固に設置する。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、施設番号 27、図-1 及び『5 保安施設設置標準図』を参考とするものとする。

※歩道が無く、ドライバーへ見えないよう設置することが困難な場合はこの限りではない。

2) 工事説明看板について

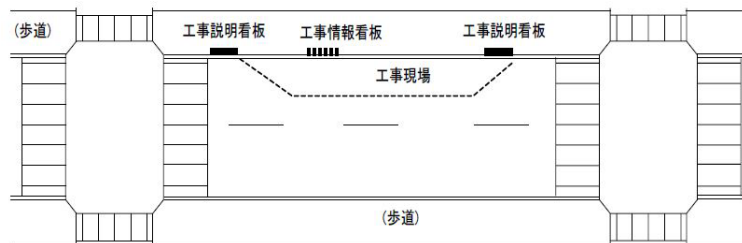
実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を表示する工事説明看板を、工事現場の起終点の歩道と車道を分離するガードレール等に建築限界を守って歩行者（住民、通行者等）に見えるように（ドライバーから看板内容が見えないように※）堅固に設置する。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、施設番号12、図-1及び『5 保安施設設置標準図』を参考とするものとする。

※歩道が無く、ドライバーへ見えないよう設置することが困難な場合はこの限りではない。

図-1



3) 工事中看板について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、原則として次に示す事項を表示する標示板を規制している車線の車両進行方向起点のドライバー等の視認性を考慮した箇所に、歩行者等の支障にならないように設置する。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。なお、標示板の設置にあたっては、施設番号13及び『5 保安施設設置標準図』を参考とするものとする。

4) 迂回路を必要とする場合について

道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を表示する標示板を設置するものとする。(迂回路表示標準図参照)

5) 工事予告看板について

予定されている道路管理者等の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事予告看板を、予定されている現場直近の建築限界を守ってドライバーに見えるように堅固に設置する。ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りではない。なお、標示板の設置にあたっては、施設番号30及び『5 保安施設設置標準図』を参考とするものとする。

(4) 占用工事に係る取扱い

「道路工事」の中には、占用工事が含まれているものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供にあたっては、上記の取扱いに準じて行うよう、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

また、この場合、当該保安施設については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

(5) その他注意事項

1) 道路工事現場における保安施設等は、堅固な構造として振動や風等で転倒しないよう留意し、所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においても確認し得るよう照明等を施すものとする。

2) 標示板等は、原則として植樹帯に設置し、植樹帯がない箇所については、防護柵等に固定するなど、建築限界を侵さないよう設置する。なお、防護柵等に固定する場合は、柵等を保護する養生を行うこととする。

3) 保安施設等の設置については、安全性を最優先に考慮した上で、現場状況を適宜判断し、十分視認されるような設置・配置に留意する。

4) 関東地方整備局道路部のホームページに記載されている『路上工事看板設置関連通達改正のポイント（事例集）』の設置事例集も併せて参照されたい。

(https://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/road_shihon00000054.html)

5) 一日の作業終了後や休日など一時的に交通規制の解除を行う場合には、規制を行っている標示板を撤去するか、「規制なし」ステッカーを表示するなど、交通規制していないことを周知すること。

6) 保安施設等の規格は、明記しているものを標準とするが、これによりがたい場合は、道路管理者及び所轄警察署長と協議することとする。ただし、歩道の幅や路肩が狭い等の箇所におけるスリムタイプ（幅280×高さ1400程度）については表示内容を保持した上で使用可能とする。（板の寸法を標準若しくはスリムタイプの規格以外のものを使用する場合は道路管理者及び所轄警察署長と協議すること）。

7) 仕様については、次のとおりとする。

○標示板は、高輝度反射式または同等以上を原則とするが、必要に応じて内部照明式を使用する。

○仕様は表-1、表-2を標準とするが、これによりがたい場合は道路管理者及び所轄警察署長と協議すること。

表-1 標示板仕様（工事情報看板・工事説明看板・工事中看板、工事予告看板）

形態	縦長方形とする
色彩	地を白色、文字は青色・黒色を基本とする。 「ご協力をお願いします」等、「工事種別（〇〇工事）」等については青地に白抜き文字とする。
文字書体	ゴシック体を標準とする

表-2 標示板仕様（表-1 適用以外）

形態	縦長方形または横長方形とする
色彩	縁及び地を黄色、縁線、文字・及び記号を黒色が基本とする。 色度は JIS Z9101:（安全色及び安全標識—安全標識及び安全マーキングのデザイン通則）の安全色及び対比色を標準とする。
文字書体	丸ゴシック体（ナール DB）を標準とする

8) 交通誘導警備員の需給状況、交通誘導警備員不足が顕著化又は懸念される場合は「交通誘導員の円滑な確保について」（平成29年6月8日付け総行第131号、国土入企第2号）に明記されている「交通誘導警備員対策協議会」を活用し、本基準と併せて対応すること。

2. 保安施設名称及び規格一覧表

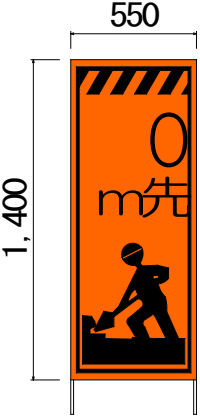
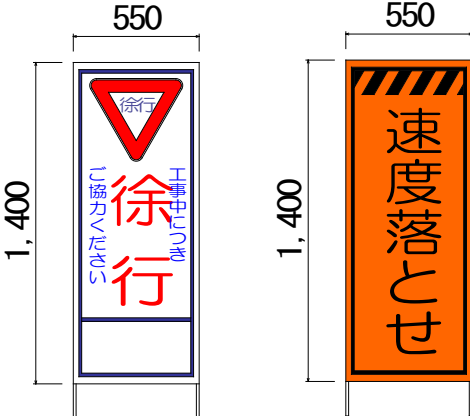
施設番号	保安施設名称及び規格		施設番号	保安施設名称及び規格	
1	標示板 (工事予告)	標識番号 213 の補助板 100m 及び 300m に設置 550×1,400mm 程度	16	標示板 (迂回路)	1,100×1,400mm 程度
2	規制標識 (329) / 標示板 (速度落とせ)	550×1,400mm 程度 標識番号 329 (徐行)	17	規制標識 (302/301)	標識番号 302 (車両通行止) または 301 (通行止) 1 倍
3	標示板 (車線数減少)	550×1,400mm 程度	18	標示板 (迂回路補助)	900×450mm 程度
4	標示板 (停止位置)	550×1,400mm 程度	19	標示板 (作業車添設)	施設番号 9 の警戒標識様式及び 施設番号 11 の規制標識様式を添 設
5	標示板 (段差注意)	550×1,400mm 程度	20	保安灯	電池式または電源式 H=800mm 以 上
6	標示板 (片側交互通行)	550×1,400mm 程度	21	セイフティコーン	H=700mm 以上
7	標示板 (歩行者案内)	550×1,400mm 程度	22	バリケード (移動さく) (1,200×800mm 程度)・歩道 柵 (固定さく) (1,800×1,200~1,800mm 程度)・移動 さくに準ずるものの設置例	
8	矢印板	900×550mm 程度	23	照明灯	300~500W 程度 (ホルダー・ガード・電球・取 付金具付)
9	標示板 (工事中)	550×1,400mm 程度	24	回転灯	三脚共 H=1,600~1,800mm 程度
10	規制標識 (311-F)	標識番号 311-F (指定方向外進行禁止) 1 倍	25	交通誘導警備員	
11	標示板 (幅員減少)	550×1,400mm 程度	26	作業車	
12	工事説明看板	550×1,400mm 程度	27	工事情報看板	550×1,400mm 程度
13	工事中看板	1,100×1,400mm 程度	28	規制なしステッカ — 貼付け事例	70×140mm 程度
14	標示板 (工事区間始まり・ 終わり)	550×1,400mm 程度	29	工事用信号機	
15	標示板 (全面通行止)	1,100×1,400mm 程度	30	工事予告看板	1,100×1,400mm 程度

3. 保安施設等の設置目的一覧表

施設番号	施設名称	記号	交通誘導	立入防止	場所予告	交通指導	その他	一時的に規制を解除する場合
1	標示板 (工事予告)	①			○			
2	規制標識(329) / 標示版(速度落とせ)	②	○					
3	標示板 (車線数減少)	③	○			○		規制なしステッカー貼り付け可
4	標示板 (停止位置)	④	○			○		規制なしステッカー貼り付け可
5	標示板 (段差注意)	⑤	○		○			
6	標示板 (交互通行)	⑥	○			○		規制なしステッカー貼り付け可
7	標示版 (歩行者案内)	⑦	○	○		○		
8	矢印板	⑧	○					
9	標示板 (工事中)	⑨			○			
10	規制標識 (311-F)	⑩				○		
11	標示板 (幅員減少)	⑪				○		規制なしステッカー貼り付け可
12	工事説明看板	⑫			○		○	
13	工事中看板	⑬					○	
14	標示板 (工事区間始まり/ 終わり)	⑭			○			
15	標示板 (全面通行止)	⑮	○					規制なしステッカー貼り付け可
16	標示板 (迂回路)	⑯	○					規制なしステッカー貼り付け可
17	規制標識 (302・301)	⑰	○	○		○		
18	標示板 (迂回路補助)	⑱	○					
19	標示板 (作業車添設)	⑲			○	○		
20	保安灯	⑳ 	○			○	○	

施設番号	施設名称	記号	交通誘導	立入防止	場所予告	交通指導	その他	一時的に規制を解除する場合
21	セイフティコーン	⑳ 	○	○	○			
22	バリケード（移動さく）・歩道柵（固定さく）・移動さくに準ずるものの設置例	㉑ 		○	○			
23	照明灯	㉒ 			○			
24	回転灯	㉓ 	○				○	
25	交通誘導警備員等	㉔ 	○	○		○		
26	作業車（代行する車も含む）	㉕ 	○	○			○	
27	工事情報看板（歩道用）	㉖					○	
28	規制なしステッカー貼付け事例	㉗	○				○	
29	工事用信号機	㉘	○					
30	工事情報看板（車道用）	㉙	○					

4. 保安施設等標準様式図

施設番号	1	2
記号	①	②
様式及び標準寸法（単位mm）	<p>標示板（工事予告）</p> 	<p>規制標識（329）／標示板（速度落とせ）</p> 
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高輝度反射式とする。 ○ 転倒しないように留意して設置すること。 ○ 工事の内容、沿道状況等を考慮し、通行者等の安全が十分に得られる手前の距離を標示し、設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高輝度反射式とする。 ○ 転倒しないように留意して設置すること。 ○ 規制標識の彩色は標識令によるものとする。

施設番号	3	4
記号	③	④
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>標示板(車線数減少)</p>	<p>標示板(停止位置)</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高輝度反射式とする。 ○ 転倒しないように留意して設置すること。 ○ 実際の規制に合わせた標示にすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高輝度反射式とする。 ○ 転倒しないように留意して設置すること。 ○ 必要に応じて、路面に停止線を設けること。

施設番号	5	6
記号	⑤	⑥
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>標示板(段差注意)</p>	<p>標示板(交互通行)</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高輝度反射式とする。 ○ 転倒しないように留意して設置すること。 ○ 工事の内容、沿道状況等を考慮し、通行者等の安全が十分に得られる位置に設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高輝度反射式とする。 ○ 転倒しないように留意して設置すること。

施設番号	7	8
記号	⑦	⑧
様式及び標準寸法 (単位mm)	<p>標示板 (歩行者案内)</p>	<p>矢印板</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高輝度反射式とする。 ○ 転倒しないように留意して設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高輝度反射式とする。 ○ 転倒しないように留意して設置すること。

施設番号	9	10
記号	⑨	⑩
様式及び標準寸法 (単位mm)	<p>標示板 (工事中)</p>	<p>規制標識 (311-F (指定方向外通行禁止))</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高輝度反射式とする。 ○ 転倒しないように留意して設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 彩色は、標識令によるものとする。 ○ 板全体を反射または内照式とする。 ○ 拡大大率 1 倍を標準とするが、場所によって 1.3 倍または 1.5 倍を用いることができる。

施設番号	11	12
記号	⑪	⑫
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>標示板 (幅員減少)</p>	<p>工事説明看板</p> <p>(道路修補工事) (占用企業工事)</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高輝度反射式とする。 ○ 転倒しないように留意して設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 色彩、標示内容は標準様式図を標準とする。 ○ 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を表示標示するものとする。 ○ 歩道又は歩道が無く狭小区間に用いること。 ○ 「ご協力をお願いします」は「ご迷惑をおかけします」に変えてもよい。

施設番号	13
記号	⑬
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>工事中看板</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 色彩、標示内容は標準様式図を標準とする。 ○ 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。 ○ 「ご協力をお願いします」は「ご迷惑をおかけします」に変えてもよい。



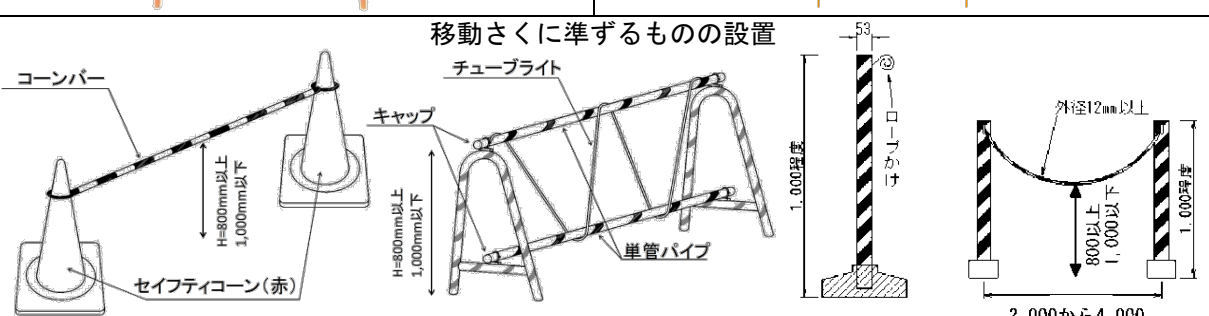
施設番号	14	15
記号	⑭	⑮
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>標示板(工事区間始まり/終わり)</p>	<p>標示板(全面通行止)</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高輝度反射式とする。 ○ 転倒しないように留意して設置すること。 ○ 工事の内容、沿道状況等を考慮し、通行者等の周知の十分に得られる位置に設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高輝度反射式とする。 ○ 転倒しないように留意して設置すること。

施設番号	16
記号	⑯
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>標示板(迂回路)</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 ○ 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ○ 高輝度反射式とする。 ○ 転倒しないように留意して設置すること。

施設番号	17	
記号	⑰	
様式及び標準寸法（単位mm）	<p>規制標識（301（通行止））</p>	<p>規制標識（302（車両通行止））</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両のみ通行止めする場合は、302を使用すること。 ○ 彩色は、標識令によるものとする。 ○ 板全体を反射または内照式とする。 ○ 拡大率1倍を標準とするが、場所によって1.3倍または1.6倍を用いることができる。 	

施設番号	18	19
記号	⑱	⑲
様式及び標準寸法（単位mm）	<p>標示板（迂回路補助）</p>	<p>標示板（作業車添設）</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高輝度反射式とする。 ○ 転倒しないように留意して設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業車添設標示板は上写真を標準とするが、同等なものも可とする。

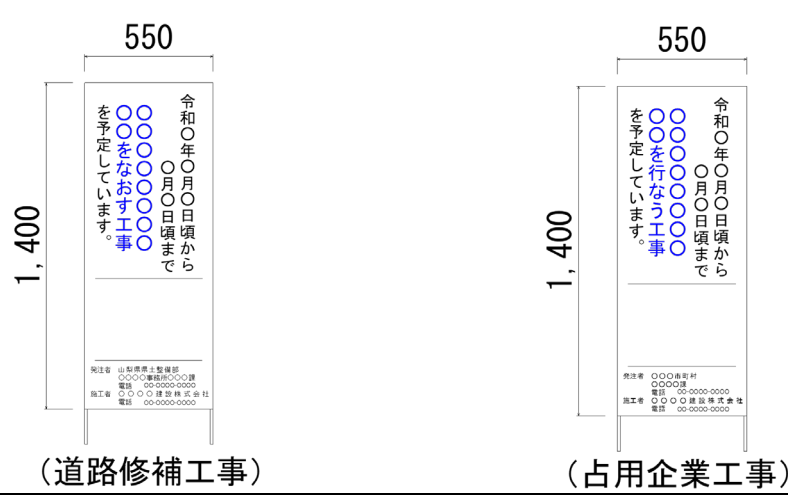
施設番号	20	21
記号	㉔ ○	㉕ ○
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>保安灯</p> 	<p>セーフティコーン</p> 
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライト部は赤色灯とする。 ○ 高さは1m程度とする。 ○ 夜間150m前方から視認できる光度とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 反射式または内照式とする。 ○ 高さは700mm以上とする。 ○ 色は赤とする。

施設番号	22	
記号	㉖ ><	
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>バリケード(移動さく)</p> 	<p>歩道柵(固定さく)</p> 
	<p>移動さくに準ずるものの設置</p> 	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 反射式とする。夜間にはチューブライトおよび自光式デリネータ等を設置すること。 ○ 工事の内容、沿道状況等を考慮し、通行者の安全が十分に得られることを確かめて、さく等の選定を行うこと。 	

施設番号	23	
記号	⑳ 	
様式及び標準寸法（単位mm）	<p style="text-align: center;">照明灯</p> 	<p style="text-align: center;">投光器</p> 
注意事項	○ 300～500W 程度でホルダー・ガード・電球・取付金具付きのものとする。	

施設番号	24	
記号	㉑ 	
様式及び標準寸法（単位mm）	<p style="text-align: center;">回転灯</p> 	<p style="text-align: center;">（参考：ポイントフラッシャー）</p> 
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制区間の起終点に回転灯を設置する。 ○ 回転灯は黄色を原則とし、参考写真のような赤色を使用する場合は、事前に警察署と協議し 許可を受けた後設置する。 	

施設番号	25
記号	㉔ 
様式及び標準寸法（単位mm）	<p style="text-align: center;">交通誘導警備員等</p> 
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通誘導警備員等は、視認性に配慮しなるべく明るい色彩の服装を着用すると共に反射性の良いベスト等を着用する。 ○ ①は昼間作業用の参考例であり、②は夜間作業用の参考例である。 ○ 通常昼間は、赤色と白色の手旗に依って誘導するが、雨の日や夜間は視認性等の問題から、誘導棒や誘導灯等のLEDライトが内蔵されている自光式の赤色の丸棒を使用する。 ○ 交通量が少なく見通しが良い箇所等、所轄警察署長の同意が得られる場合には、誘導員に代えて㉔の工事用信号機（AIによる交通制御システムを含む）を設置することができるものとする。 ○ 検定合格警備員の配置箇所については所轄警察署長の指示に従うこととするが、自家警備はこの限りではない。

施設番号	27
記号	㉔
様式及び標準寸法（単位mm）	<p style="text-align: center;">工事情報看板</p>  <p style="text-align: center;">（道路修補工事） （占用企業工事）</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道がある箇所、歩行者（住民、通行者等）に見えるように（ドライバーから看板内容が見えないように）堅固に設置すること。 ○ 色彩、標示内容は標準様式図を標準とする。 ○ 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。

施設番号	28
記号	㊸
様式及び標準寸法（単位mm）	<p style="text-align: center;">規制なしステッカー貼付事例</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ ステッカーは標示板の標示内容を打ち消すように真っ直ぐに貼付けること。 ○ 色彩は、文字や地が視認しやすいように個々に対応すること。 ○ 「規制なし」以外の標示内容のステッカーは使用しないこと。

施設番号	29
記号	㊹
様式及び標準寸法（単位mm）	<p style="text-align: center;">工事用信号機</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 転倒しないように留意して設置すること。 ○ ㊹の交通誘導警備員等に変えて設置する場合は、交通誘導警備員等を配置する箇所に設置することを基本とするが、ドライバーからの視認性を考慮した位置に配置すること。

施設 番号	30
記号	③〇
様式及び標準寸法 (単位mm)	<p style="text-align: center;">工事予告看板</p> <p style="text-align: center;">1,100</p> 
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道がない箇所で、歩行者（住民、通行者等）及びドライバーに看板内容が見えるように堅固に設置すること。 ○ 色彩、標示内容は標準様式図を標準とする。 ○ 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする

5. 保安施設名称及び規格一覧表

5-1 保安施設設置標準図一覧表

呼 称	適用条件 例示のない場合、適用条件類似 のものに準じて処理の				
	規制種別	作業等種別	車道巾員等による規制種別	昼夜別	摘 要
A型 (A-0~A-2型)	車道片側交互通行	舗装打ち換え、道路改良、下水道等	2車線の場合：片側交互通行 片側2車線以上の場合：対面通行とする	昼夜をとわず	片側交互通行の標準図
B型	車道片側交互通行【歩道あり】		2車線の場合：片側交互通行 片側2車線以上の場合：対面通行とする	昼夜をとわず	
C型	車道路肩側幅員減少	移動しながらの除草ガードレール等の人力清掃等	2車線以上：対面通行	昼 間	
D型	全面通行止め	全面通行止めの場合の迂回路標示			
E型	車道中央側幅員減少	移動しながらの目地シール作業等	2車線以上：対面通行	昼 間	
F型	車道片側交互通行	交差点付近の作業	2車線の場合：片側交互通行 片側2車線以上の場合：対面通行とする	昼間または夜間	片側交互通行の標準図
G型	車道片側交互通行	交差点直近の作業	2車線の場合：片側交互通行 片側2車線以上の場合：対面通行とする	昼間または夜間	片側交互通行の標準図
H型	車道片側交互通行	交差点内の作業	片側交互通行	昼間または夜間	片側交互通行の標準図
I型	車道路肩側幅員減少及び歩道幅員減少	移動しながらの歩道上の作業等	2車線以上：対面通行	昼間または夜間	
J型	車道1車線規制	舗装補修、ガードレール・標識・街渠等の設置・修繕等	4車線以上の場合：車道1車線規制	昼 間	
K型	歩道幅員減少	歩道上の舗装補修、標識・電線共同溝等の設置・修繕等		昼間または夜間	
L型	歩道通行止め	歩道上の舗装補修、標識・電線共同溝等の設置・修繕等		昼 間	歩行者等迂回

5-2 保安施設設置標準図

A-0型標準図	規制種別：車道片側交互通行【作業前】 作業等種別：舗装打ち換え、道路改良、下水道等で昼夜を問わず作業
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の建設工事に隣接輻輳して工事を施工する場合、各工事間で連絡調整を行い、歩行者等への安全確保を行うこと。 ○ 付近居住者等へ当該箇所で工事が行われることを予告し、工事開始後においても安全に通行できるように周知すること。 ○ ③⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。 ○ ③⑩はドライバーに看板の内容が見えるように、建築限界を守って、堅固に設置する。 ○ 必要に応じて、②③等を道路管理者及び所轄警察署長と協議によって配置すること。 ○ 本標準図は参考であるため、現地に合わせて規制図を作成すること。

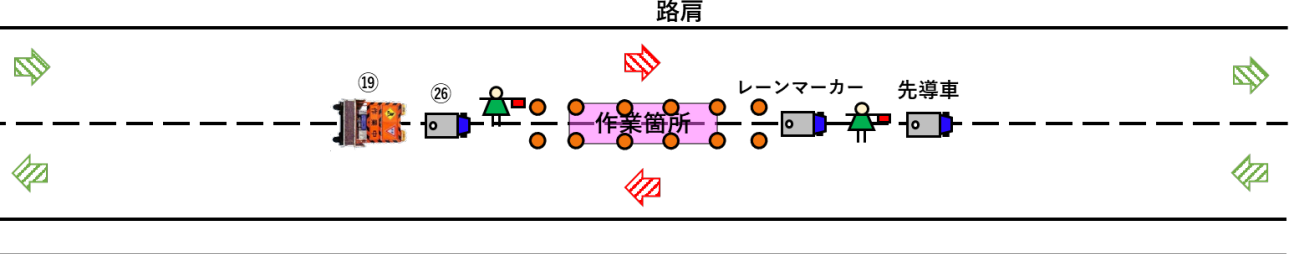
A-1型標準図	規制種別：車道片側交互通行【作業中】 作業等種別：舗装打ち換え、道路改良、下水道等で昼夜を問わず作業
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の建設工事に隣接輻輳して工事を施工する場合、各工事間で連絡調整を行い、歩行者等への安全確保を行うこと。 ○ 作業箇所と交通の用に供する部分との境は必要に応じてさく等を設置し周囲から明確に区分すること。 ○ 民有地からの車両等の出入りがある場合は、交通誘導警備員等が適切に誘導すること。 ○ 夜間作業においては②③等を設置すること。 ○ 交通制限する措置として道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、制限した後の道路の車線が1車線となる場合は、その車道幅員は3m以上を確保すること。 ○ 本標準図は参考であるので、現地に合わせて規制図を作成すること。

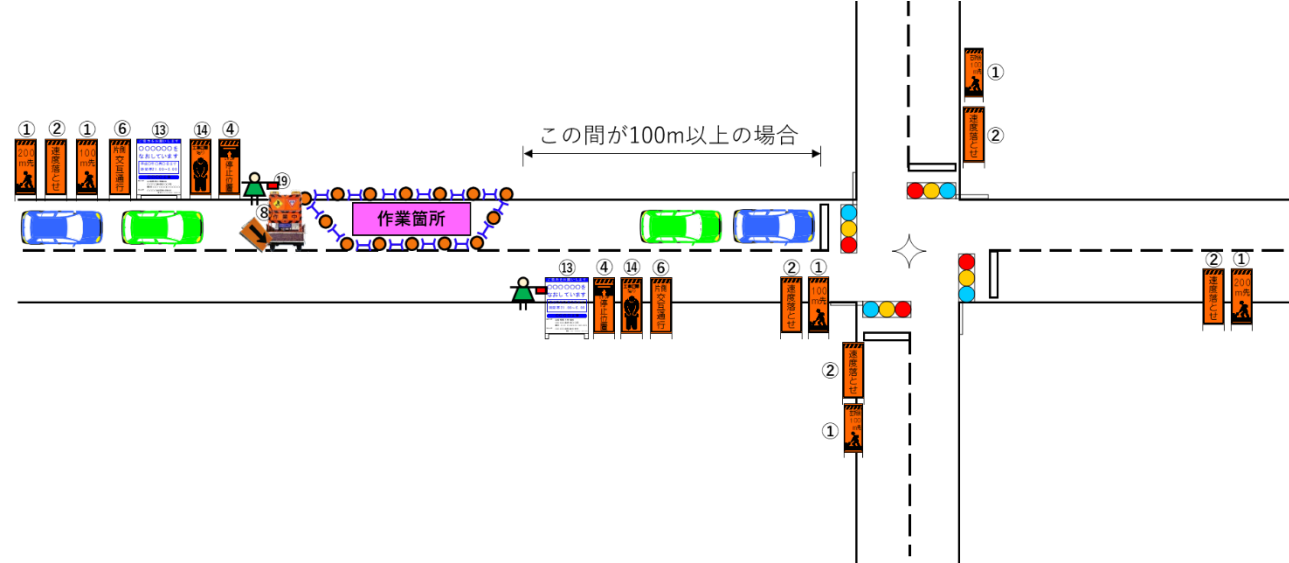
A-2型標準図	規制種別：車道片側交互通行【作業中（解放時）】 作業等種別：舗装打ち換え、道路改良、下水道等で昼夜を問わず作業
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の建設工事に隣接輻輳して工事を施工する場合、各工事間で連絡調整を行い、歩行者等への安全確保を行うこと。 ○ 必要に応じて、⑤、⑳等を道路管理者及び所轄警察署長と協議によって配置すること。 ○ 本標準図は、工事完成していない場合で、全ての通行者が安全に通行できる状況であること。 ○ ④、⑥において、規制を行わない場合は撤去するか㉔のステッカーを貼付し存置も可とする。 ○ ⑩において、規制を行わない場合は撤去すること。 ○ 本標準図は参考であるため、現地に合わせて規制図を作成すること。

B型標準図	規制種別：車道片側交互通行【歩道あり】 作業等種別：舗装打ち換え、道路改良、下水道等で昼夜を問わず作業
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の建設工事に隣接輻輳して工事を施工する場合、各工事間で連絡調整を行い、歩行者等への安全確保を行うこと。 ○ 作業箇所と交通の用に供する部分との境は必要に応じてさく等を設置し周囲から明確に区分すること。 ○ 民有地からの車両等の出入りがある場合は、交通誘導警備員等が適切に誘導すること。 ○ 夜間作業においては㉓等を設置すること。 ○ 交通制限する措置として道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、制限した後の道路の車線が1車線となる場合は、その車道幅員は3m以上を確保すること。 ○ 本標準図は参考であるので、現地に合わせて規制図を作成すること。

C型標準図	規制 種別：車線路肩側幅員減少 作業等種別：同一箇所での作業が短時間で、移動しながらの除草、ガードレール等の人力清掃等で昼夜を問わず作業
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の建設工事に隣接輻輳して工事を施工する場合、各工事間で連絡調整を行い、歩行者等への安全確保を行うこと。 ○ 作業箇所と交通の用に供する部分との境は必要に応じてさく等を設置し周囲から明確に区分すること。 ○ 民有地からの車両等の出入りがある場合は、交通誘導警備員等が適切に誘導すること。 ○ 夜間作業においては⑳等を設置すること。 ○ 交通制限する措置として道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、制限した後の道路の車線が1車線となる場合は、その車道幅員は3m以上を確保すること。 ○ 本標準図は参考であるので、現地に合わせて規制図を作成すること。

D型標準図	規制 種別：全面通行止め 作業等種別：水道復旧作業等による全面通行止めの場合の迂回路標示で昼夜を問わず作業
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の建設工事に隣接輻輳して工事を施工する場合、各工事間で連絡調整を行い、歩行者等への安全確保を行うこと。 ○ 必要に応じ、起点側・終点側・迂回路の所要箇所及び交差点等に交通誘導警備員等を配置すること。 ○ 必要に応じ、迂回路の所要箇所及び交差点に、迂回路順路案内板を設置する。 ○ 夜間作業においては㉑等を設置すること。 ○ 本標準図は参考であるので、現地に合わせて規制図を作成すること。

E型標準図	規制種別：道路中央側幅員減少 作業等種別：移動しながらのレーンマーク作業等で昼間作業
<div style="text-align: center;">路肩</div> 	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の建設工事に隣接輻輳して工事を施工する場合、各工事間で連絡調整を行い、歩行者等への安全確保を行うこと。 ○ 交通誘導警備員等は最低2名配置し、必要に応じて増員配置する。 ○ 必要に応じ、迂回路の所要箇所及び交差点に、迂回路順路案内板を設置する。 ○ 作業箇所手前側に、作業者（またはこれに代行するもの）に作業者添設表示板を設置する。 ○ 本標準図は参考であるので、現地に合わせて規制図を作成すること。

F型標準図	規制種別：車道片側交互通行【交差点付近】 作業等種別：交差点付近の作業で昼間片側交互通行とする場合
	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の建設工事に隣接輻輳して工事を施工する場合、各工事間で連絡調整を行い、歩行者等への安全確保を行うこと。 ○ 保安施設の設置方法は、原則的にA型標準図と同様とするが交差点付近であることを考慮し適宜施設を追加設置する。 ○ 作業箇所と交通の用に供する部分との境は必要に応じてさく等を設置し周囲から明確に区分すること。 ○ 民有地からの車両等の出入りがある場合は、交通誘導警備員等が適切に誘導すること。 ○ 夜間作業においては⑳等を設置すること。 ○ 本標準図は参考であるので、現地に合わせて規制図を作成すること。

G型標準図	規制種別：車道片側交互通行【交差点直近】 作業等種別：交差点直近の作業で昼間片側交互通行とする場合
<p>この間が100m以下の場合</p> <p>※交通誘導警備員等は交差点部の信号に応じて交通処理を行う</p>	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の建設工事に隣接輻輳して工事を施工する場合、各工事間で連絡調整を行い、歩行者等への安全確保を行うこと。 ○ 保安施設の設置方法は、原則的にA型標準図と同様とするが交差点付近であることを考慮し適宜施設を追加設置する。 ○ 作業箇所と交通の用に供する部分との境は必要に応じてさく等を設置し周囲から明確に区分すること。 ○ 民有地からの車両等の出入りがある場合は、交通誘導警備員等が適切に誘導すること。 ○ 夜間作業においては⑳等を設置すること。 ○ 本標準図は参考であるので、現地に合わせて規制図を作成すること。

H型標準図	規制種別：車道片側交互通行【交差点内】 作業等種別：交差点内の作業で昼間片側交互通行とする場合
<p>※交通誘導警備員等は交差点部の信号に応じて交通処理を行う</p>	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の建設工事に隣接輻輳して工事を施工する場合、各工事間で連絡調整を行い、歩行者等への安全確保を行うこと。 ○ 交差点内の作業は原則として、事前に交通管理者と交通処理及び信号処理並びに保安施設の設置方について協議し、交通管理者の指示する配置及び信号の点滅等必要な措置を行う。 ○ 民有地からの車両等の出入りがある場合は、交通誘導警備員等が適切に誘導すること。 ○ 夜間作業においては㉑等を設置すること。 ○ 本標準図は参考であるので、現地に合わせて規制図を作成すること。

I 型標準図	規制 種別：車道路肩幅員減少及び歩道幅員減少 作業等種別：移動しながらの歩道上の作業等で昼間作業
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の建設工事に隣接輻輳して工事を施工する場合、各工事間で連絡調整を行い、歩行者等への安全確保を行うこと。 ○ 作業箇所と交通の用に供する部分との境は必要に応じてさく等を設置し周囲から明確に区分すること。 ○ 民有地からの車両等の出入りがある場合は、交通誘導警備員等が適切に誘導すること。 ○ 夜間作業においては⑳等を設置すること。 ○ 交通制限する措置として道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、制限した後の道路の車線が1車線となる場合は、その車道幅員は3m以上を確保すること。 ○ 歩行者等が通行する場合は、交通誘導警備員等が安全に誘導すること。 ○ 本標準図は参考であるので、現地に合わせて規制図を作成すること。

J 型標準図	規制 種別：車道1車線規制 作業等種別：舗装補修、ガードレール・標識・街渠等の設置修繕等で昼間作業
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の建設工事に隣接輻輳して工事を施工する場合、各工事間で連絡調整を行い、歩行者等への安全確保を行うこと。 ○ 作業箇所と交通の用に供する部分との境は必要に応じてさく等を設置し周囲から明確に区分すること。 ○ 民有地からの車両等の出入りがある場合は、交通誘導警備員等が適切に誘導すること。 ○ 夜間作業においては㉑等を設置すること。 ○ 交通制限する措置として道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、制限した後の道路の車線が1車線となる場合は、その車道幅員は3m以上を確保すること。 ○ 本標準図は参考であるので、現地に合わせて規制図を作成すること。

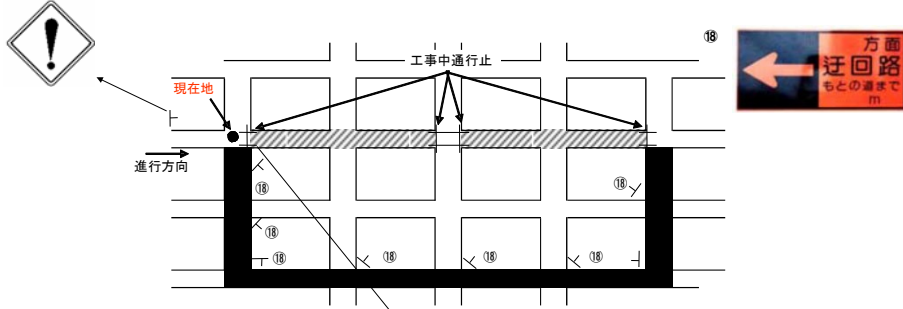
<p>K型標準図</p>	<p>規制 種別：歩道幅員減少 作業等種別：歩道上の舗装補修、標識、電線共同溝等の設置・修繕等で昼間作業</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の建設工事に隣接輻輳して工事を施工する場合、各工事間で連絡調整を行い、歩行者等への安全確保を行うこと。 ○ 作業箇所と交通の用に供する部分との境は必要に応じてさく等を設置し周囲から明確に区分すること。 ○ 民有地からの車両等の出入りがある場合は、交通誘導警備員等が適切に誘導すること。 ○ 夜間作業においては⑳等を設置すること。 ○ 既設点字ブロック上での作業など必要に応じ、仮設点字ブロックを設置する。 ○ 歩行者等が通行する場合は、交通誘導警備員等が安全に誘導すること。 ○ 本標準図は参考であるので、現地に合わせて規制図を作成すること。

<p>L型標準図</p>	<p>規制 種別：歩道通行止め 作業等種別：歩道上の舗装補修、標識、電線共同溝等の設置・修繕等で昼間作業</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の建設工事に隣接輻輳して工事を施工する場合、各工事間で連絡調整を行い、歩行者等への安全確保を行うこと。 ○ 作業箇所と交通の用に供する部分との境は必要に応じてさく等を設置し周囲から明確に区分すること。 ○ 民有地からの車両等の出入りがある場合は、交通誘導警備員等が適切に誘導すること。 ○ 夜間作業においては⑳等を設置すること。 ○ 交通制限する措置として道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、制限した後の道路の車線が1車線となる場合は、その車道幅員は3m以上を確保すること。 ○ 既設点字ブロック上での作業など必要に応じ、仮設点字ブロックを設置する。 ○ 歩行者等が通行する場合は、交通誘導警備員等が安全に誘導すること。 ○ 本標準図は参考であるので、現地に合わせて規制図を作成すること。

迂回路標示標準図

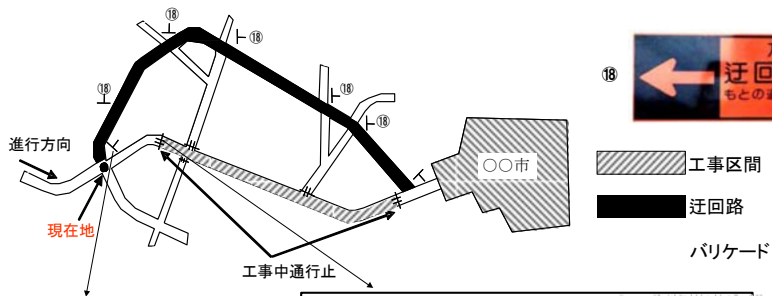
迂回路標示

(進行方向に対する標識の設置例を示す)



<p>ご協力をお願いします</p> <p>〇〇〇〇〇〇を なおしています</p> <p>令和〇年〇月〇日まで 時間帯 21:00~6:00</p> <p>舗装修繕工事</p> <p>発注者 山梨県 県土整備部 □□□□建設事務所 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>	<p>まわり道 450M →</p> <p>この先県道工事につき まわり道をお廻り下さい</p> <p>山梨県×××建設事務所 (電話)×××-×××-××××</p>
---	---

市街地の場合



<p>← まわり道 450M</p> <p>150M 先県道工事につき まわり道をお廻り下さい</p> <p>山梨県××××建設事務所 (電話)×××-×××-××××</p>	<p>ご協力をお願いします</p> <p>〇〇〇〇〇〇を なおしています</p> <p>令和 〇年〇月〇日まで 時間帯 21:00~6:00</p> <p>舗装修繕工事</p> <p>発注者 山梨県 県土整備部 □□□□建設事務所 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>
---	--

地方部の場合

注意事項

- (1) 迂回路の設定及び交通誘導警備員等の配置については、当該警察署と協議すること。
- (2) 進行方向に対する標識の設置例のため、進行方向ごとの検討が必要となる。

5-3 移行区間長一覧表

規制速度 (Km/h)	移行区間長(m)		備 考
	標準値		
	地方部	都市部	
80	150	120	
60	120	90	
50	90	75	
40	75	60	
30	60	45	
20	45	30	
一旦停止させる場合	30	20	

※ 注)

- 1 移行区間長の標準値は、道路構造令の「車線数の増減の場合のすりつけ」率に準拠し、1車線幅員3mで計算し、5mきざみで数値を設定したもので、1車線当たりの移行区間長を示す。
よって、2車線をすりつける場合はこの2倍の数値となる。
- 2 移行区間長は、原則的には標準値による。また、規制区間の手前で一旦停止させる場合は、当該道路の規制速度に関係なく「一旦停止させる場合」欄の数値まで移行区間長を短縮することができる。ただし、地形・交通量・規制区間前後の交差点の位置・その他の道路状況により標準値を確保できない場合は、道路管理者と協議すること。
- 3 規制速度は、当該道路に対して公安委員会が指定する速度とするが、これによりがたい場合は、周囲の状況等を勘案し設定する。

6. 工事看板表示例

区分	主な工種	工事種別	工事目的 (表示例)
道 路 管 理 者	舗装補修工事	舗装補修工事	傷んだ舗装をなおしています
	舗装工事	舗装工事	騒音を少なくする舗装を行っています
	歩道工事	歩道工事	傷んだ歩道をなおしています
	歩道工事	歩道工事	歩道のバリアフリー化を行っています
	歩道工事	歩道工事	歩道を広げる工事を行っています
	道路維持工事	道路維持工事	傷んだガードレール(標識、排水樹等)をなおしています
	電線共同溝工事	電線共同溝工事	電線類の地中化を行っています
	共同溝工事	共同溝工事	災害からライフラインを守る共同溝工事を行っています
	橋梁補強工事	橋梁補強工事	地震対策のため橋の補強を行っています
	照明灯改修工事	照明灯改修工事	古くなった照明灯を新しくしています
△△工事 (△△:橋梁、トンネル等)	△△工事 (△△:橋梁、トンネル等)	△△工事 (△△:橋梁、トンネル等)	〇〇バイパス(道路)の△△工事を行っています (△△:橋梁、トンネル、舗装、盛土、切土、擁壁、水路等)
	歩道橋架け替え工事	歩道橋架け替え工事	古くなった歩道橋を新しくしています
地下歩道設置(補修)工事	地下歩道設置(補修)工事	地下に(の)歩道をつくっています(なおしています)	
塗装工事	塗装工事	傷んだ塗装を塗り替えています	
電 力 関 係	供給関連工事	電気工事	電気設備の新設を行っています 電気設備の取替を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	電気工事	電気設備の撤去を行っています
	支障移設工事	電気工事	電気設備の移設を行っています
	通信ケーブル関連工事	電気工事	電気通信ケーブルの敷設を行っています
	埋設物調査工事	電気工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	電気工事	電気設備の緊急修理を行っています
	機材搬出入工事	電気工事	電気設備の機材を入れて(出して)います
	点検・補修工事	電気工事	電気設備の点検・修理を行っています
	無電柱工事	電気工事	電柱の撤去を行っています
	道路復旧工事	電気工事	電気設備の埋設跡の復旧を行っています
電 話 ・ 電 気 通 信 関 係	供給関連工事	電話工事	電話設備の新設を行っています 電話設備の取替を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	電話工事	電話設備の撤去を行っています
	支障移設工事	電話工事	電話設備の移設を行っています
	通信ケーブル関連工事	電話工事	通信ケーブルの敷設を行っています
	埋設物調査工事	電話工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	電話工事	電話設備の緊急修理を行っています
	機材搬出入工事	電話工事	電話設備の機材を入れて(出して)います
	点検・補修工事	電話工事	電話設備の点検・修理を行っています
	無電柱工事	電話工事	電柱の撤去を行っています
	舗装復旧工事	電話工事	電話設備の埋設跡の復旧を行っています
公衆電話BOX工事	電話工事	公衆電話BOXの【新設・撤去】を行っています	
ガ ス 関 係	供給関連工事	ガス工事	ガス管の新設を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	ガス工事	ガス管の取替を行っています ガス管の撤去を行っています
	修繕・補修工事	ガス工事	ガス管の修理を行っています
	支障移設工事	ガス工事	ガス管の移設を行っています
	埋設物調査工事	ガス工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	ガス工事	ガス漏れのため緊急修理を行っています
	点検・補修工事	ガス工事	ガス管の点検・修理を行っています
水 道 関 係	供給関連工事	水道工事	水道管の新設を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	水道工事	水道管の取替を行っています 水道管の撤去を行っています
	修繕・補修工事	水道工事	
	配水管工事	水道工事	水道管の修理を行っています
	支障移設工事	水道工事	水道管の移設を行っています
	埋設物調査工事	水道工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	水道工事	緊急で水道管の水漏れを直しています
下 水 道 関 係	供給関連工事	下水道工事	下水道管の新設を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	下水道工事	下水道管の取替を行っています 下水道管の撤去を行っています
	(浸水対策・耐震)工事	下水道工事	下水道管の浸水対策を行っています 下水道管の耐震化を行っています
	修繕・補修工事	下水道工事	下水道管の修理を行っています
	支障移設工事	下水道工事	下水道管の移設を行っています
	埋設物調査工事	下水道工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	下水道工事	下水道管の緊急修理を行っています
点検・補修工事	下水道工事	下水道管の点検・修理を行っています	
舗装復旧工事	下水道工事	下水道管の埋設跡の復旧を行っています	

注意：道路工事の標示板の工事内容、目的は工事看板標示例の該当工事により表示するもとし、例示が無い工種についても、工事の目的が分かるように工事看板表示例に準じて表示するものとする。